

平成26年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年 6月 4日
 本日の会議 平成26年 6月 9日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

1 番 饗庭 敦子 議員

2 番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9 時 3 0 分

散会 1 3 時 2 7 分

平成26年第2回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年 6月 9日（月）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	44	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて	
2	45	長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて	
3	46	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	
4	47	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて	
5	48	長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例	※総務
6	49	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例	※建産
7	50	訴えの提起について	
8	51	平成26年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務
9	—	農業委員会委員の推薦について	

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第44号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第2、議案第45号、長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第3、議案第46号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第4、議案第47号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

まず、冒頭ですけれども、桂宮様の御逝去を悼み、衷心より哀悼の意を表すものでございます。なお、きょう、あす、長与町役場の1階にて記帳所を設けております。それとともに、半旗を掲げておるといところでございます。

それでは、ただいま一括提案させていただきました提案理由につきまして申し上げたいと思います。議案第44号から47号でございます。第44号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第45号、長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第46号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第47号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、長与町税条例、長与町税減免に関する条例、長与町都市計画税条例及び長与町国民健康保険税条例について、一部改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分させていただきましたので、同法第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

初めに、議案第44号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、税制抜本改革を着実に実施するため、所得課税、法人課税、車体課税等について所要の措置を講ずるため及び震災からの復興を支援するための税制上の措置等が主なものでございます。

専決処分書の1ページをお開きください。まず、第1条中の改正について御説明いたします。第23条第2項、第33条第5項及び第34条の4の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたこと及び法人税

割の税率が引き下げられたことによる条文の整理でございます。第48条第2項及び第52条第1項の改正は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度の新設に伴う改正及び外国法人に係る申告納付制度に係る条文の整理でございます。第57条及び第59条の改正は、条文の整理でございます。第82条の改正は、軽自動車税の税率の改正によるものでございます。主なものを申し上げますと、原動機付自転車の50cc以下が1,000円から2,000円に、平成27年度以降に新規取得される乗用自家用軽自動車の新車の税率が7,200円から1万800円に、貨物自家用の軽自動車の新車の税率が4,000円から5,000円に、平成27年4月1日からそれぞれ引き上げられる改正でございます。

2ページをお開きください。附則第4条の2の改正は、公益法人に係る課税の特例で、租税特別措置法改正に伴う条文の整備でございます。附則第6条から附則第6条の3までの改正は、地方税法中の条文削除による改正、附則第7条の4の改正は、条文の整理でございます。附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による特例期限を3年間延長するものでございます。附則第10条の2の改正は、公害防止、浸水防止設備などの固定資産の課税標準の特例割合を定めるもの、附則第10条の3第9項の追加は、耐震改修が行われた建築物等に対する減額措置の創設によるものでございます。

3ページをお開きください。附則第16条の改正は、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する税率の新設によるものでございます。附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、優良宅地の土地譲渡特例が3年間延長されることによるものでございます。附則第19条第1項の改正は、条文の整理でございます。附則第21条の改正は、法人等に係る固定資産税の特例適用を受ける者の申告について、条文の整理を行うものでございます。附則第22条及び第23条の改正は、東日本大震災に係る特例について、条例で規定しないこととなった事項を削るものでございます。附則第24条及び第25条の改正は、条文の整理により繰り上げを行うものでございます。次に、第2条中の改正について御説明をいたします。第47条の5の改正は、特別徴収対象年金所得者に関する算定方法の規定の見直しに関するものでございます。

4ページをお開きください。附則第7条の4の改正は、寄附金控除における特例控除に関する条文の整理でございます。附則第16条の3及び附則第19条の改正は、地方税法の条文の整理によるものでございます。附則第19条の2の改正は、地方税法の上場株式に係る課税の特例が新設されたことによるものでございます。

5ページをお開きください。附則第19条の3から第20条まで、附則第20条の3及び第20条の5の改正は、地方税法中の規定の削除によるもので、附則第20条の2及び第20条の4の改正は、条文の整理によるものでございます。附則についてでございますが、附則第1条において、本条例第1条は平成26年4月1日から、第2条は平成28年1月1日から施行することとしております。ただし、第1号から第9号までについては、それぞれ

規定する日から施行することとしております。附則第2条は町民税に関する経過措置について、7ページの附則第3条は固定資産税に関する経過措置について、附則第4条、第5条及び第6条は軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ規定しております。

続きまして、議案第45号、長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。今回の改正は、第2条第2項及び第3項における条文の整理並びに同条第4項の新規条文の追加でございます。附則についてでございますが、本条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第46号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。今回の改正は、附則第2項において、固定資産税等の課税標準の特例を定める割合について条文の整理を行うものでございます。附則についてでございますが、第1項で本条例は平成26年4月1日から施行することとしております。また、附則第2項及び第3項で経過措置について規定しております。

続きまして、議案第47号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額をそれぞれ2万円引き上げるものでございます。これにより国民健康保険税の課税限度額は、総額81万円となります。次に、低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、その対象世帯を拡大するため、軽減世帯の所得基準額を改正するものでございます。

それでは、条ごとに説明をいたします。第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に改め、同条第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。第18条第1項の改正につきましては、引用条文の整理によるものでございます。第21条の改正につきましては、第2条と同様に、課税限度額の改正に係るものでございます。次に、同条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、当該納税義務者を除くというのも入っておりますのを条文を削ることで、これまで5割軽減の対象外であった単身世帯についても対象となるとともに、軽減対象となる所得基準額も、被保険者1人につき24万5,000円引き上げられることとなります。次に、同条第3号の改正は、2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる所得基準額を被保険者1人当たり35万円から45万円に引き上げるものです。この改正により、低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。

附則第16項の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。最後に、附則についてでございますが、第1項におきまして施行期日を平成26年4月1日からと規定し、第2項におきまして適用区分を規定しております。

以上が条例改正の主な内容でございます。よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第44号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

条文の条例改正がかなり長くなってますので、ポイントを絞って少しお伺いしたいというふうに思います。今回の地方税法等の改正の中で、法人町民税の法人割の引き下げがされてるように思いますが、実質として、これは引き下げた分が国税に収入の分になるというふうに聞いておりますので、実質の負担は変わらないものなのか、いわゆる減税された分ですね、そこが一つ確認させていただきたいのと、これにより町に入る町民法人税の部分がどれくらいの減収になるものなのかですね。

あと、あわせて、今回軽自動車税等々の税率が改正されて、いわゆる増税になっております。この部分でどれくらいの町の財政部分で増収になるものなのか、以上、その辺を少しお伺いしたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

税務課長。

税務課長

(田平俊則君)

ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、法人町民税ですけれども、現時点の調定額、今後の要するに法人の調定額自体がどれくらいになるものかはっきりしませんけれども、25年度の調定額を参考にいたしますと、まず、影響が出るのが27年度の実際は11月以降の分についての調定で影響は出てきますけれども、まず27年度で要するに12.3から9.7の法人税割、税率が改正になります。この分でまず減収で約400万ぐらい。そして、28年度では1,000万ぐらいの法人税の減ということで、これはあくまでも25年度の法人税の調定額をもとにしてますので、実際、企業の業績が上がりますと、その分はまた若干影響額は変わってくるかとは思いますが、以上、そこまでしか法人税についてはうちのほうは見込みはしておりません。

それと、もう一つ、軽自動車税ですけれども、実際影響するのが250cc二輪以下の二輪車、50ccから90ccとずっとありますけれども、この部分について、来年27年の4月1日以降に施行されますけど、約500万ぐらいの増収ということでなっております。新車につきましては、登録、あくまでも新車だけ、四輪の新車だけが税率が新税率の適用になりますので、今お持ちの分はそのままということで、実際どれくらい購入されるかわかりませんが、新車についての見込みはちょっと現在のところは不可能ということで、約、うちに影響あるのは500万ぐらいが軽自動車については増ということで、一応算定しております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。
 18番 (河野龍二議員)
 もう1点お伺いしてたんですけれども、今回、法人町民税の税率の引き下げがされたということですが、これは実質の負担、いわゆる町内に入ってくる分は減りましたけども、実質その負担は下がらなくて、いわゆるその差額は国税の収入となるというふうにお伺いしておりますが、実際そうで確認させてもらっていいですか。

議長 (山口経正議員)
 税務課長。税務課長 (田平俊則君)
 はい、そのとおりでございます。

議長 (山口経正議員)
 河野議員。
 18番 (河野龍二議員)
 それで、その差額分は交付税として算入されるというふうに聞いておりますが、実際、その差額は必ず交付税として入ってくるものなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 総務部理事。総務部理事 (宮崎 望君)
 国税の法人税の収入に対して、交付税の算入率というのが、多分28. 幾らかその辺だったと思うんですけども、それをベースに交付税として全国の県を含めた自治体に入ってくるようになります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 9番、森 謙二議員。
 9番 (森 謙二議員)
 ちょっと御説明の中にもあったかもしれないですけど、確認をする意味でもう1回ちょっと質問をいたします。専決処分に至った理由を教えてください。

議長 (山口経正議員)
 税務課長。税務課長 (田平俊則君)
 地方税法の改正が例年3月31日公布され、4月1日施行ということで、うちのほうがすぐ4月1日から施行するというので、議会にかける暇がございませんので、例年専決処分という形をとらせていただいております。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第45号について質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

ここでも少しお伺いしたいと思います。

まずは国の地方税の改正なので、その辺の詳細にわたって答えがしていただけるかどうかはわかりませんが、今回の限度額の引き上げは、後期高齢者支援分と介護給付分の部分だけの限度額の引き上げとなっております。それがなぜこの部分だけの限度額引き上げになっているのか、その理由が、私の想像するところによりますと、何度も言うておりますが、国保税そのものがやはりかなり高騰してきているというふうな背景の中から、こうした形で行われたのではないかなというふうに思うんですけども、その辺について何かお答えしていただける中身があればよろしくお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (森川寛子君)

お答えします。今回後期高齢者支援金の分と介護納付金の分が限度額が上がっておりますけれども、この分につきまして、どうしても後期高齢者に係る医療費及び介護に係る保険の部分に関して、金額が上がってきているということもありまして、賦課限度額を上げることで若干国保側からの支援金もあと上がるという形がありますので、今回、後期高齢者の分と介護納付金の分について限度額が上がったものと思われま。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ということは、後期高齢者の医療と介護給付費がふえてきていることなのかなと思うんですけども、そうすると、国保の医療費分はそう全国的にはふえてないという判断なのか、その辺を1点と、今回、限度額が引き上げになる対象の加入者といいますか、被保険者の数がわかれば少し教えていただきたいと思。います。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (森川寛子君)

お答えします。医療費については若干上がってはきておりますけれども、後期高齢者とか介護の給付費ほどはふえていないということで、現状維持という形になってるかと思。います。

それから、今回の支援金と介護納付金の影響額、影響者についてなんですけれども、済みません、25年度の当初課税の対象者で算出をさせていただきました。後期高齢者支援金については全世帯対象になるんですけども、これが91世帯対象となっております。それから、介護納付金は世帯の中に

40歳から64歳までの方がいらっしゃる方のみになりますが、そちらが94件対象となっております。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
もう一つ、低所得者層の対策もありますけども、これに対する影響世帯等々があれば少し教えていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
健康保険課長 (森川寛子君)

健康保険課長 まず、2割軽減から5割軽減に軽減額がふえた世帯というものを平成25年の10月20日の保険基盤安定繰入金の算定の分で算出をさせていただきました。2割軽減から5割軽減にふえた方が359世帯、それから、軽減がなかった方が2割軽減の対象になったという世帯が347世帯となっております。以上です。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから議案第44号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
議案第44号の長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論いたします。
今回の改正は、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、これを地方法人税として国税化し、地方交付税財源に充てるというものであります。町にとっては法人税の税率の引き下げが行われ、税収となります。先ほどの答弁の中で、交付税として還元されると言われておりますが、この間、国が交付税を削減したことを背景を見ると、全額が還元される裏づけはありません。法人町民税の一部国税化、交付税財源化は、地方消費税による交付税団体と不

交付団体との自治体間の格差の増大を拡大するため、これを是正するためというふうに言われております。各地方自治体から既存の収入の一部を吸い上げて国税化し、再び交付税と再配分、再調整しようとするものでありますけれども、格差是正を求める自治体は、私は当然の声だというふうに思います。

また、地方法人税の二税の地域間格差が大きいのも現実そのとおりだというふうに思います。しかし、地方財政の危機打開及び自治体間の格差是正には、既存の交付税の財源の法定率の引き上げなど、政府の責任において私は行うべきだというふうに考えます。

また、今回のもう一つのポイントである原動機付自転車と二輪及び四輪の軽自動車等についての税金の値上げをしようとする中身があります。軽自動車税の普及は新車販売台数で4割を占めていると言われます。それも地方部が多いと言われております。1世帯で複数台を所有するなど重要な交通手段であり、また原付、二輪車などは交通機関の不便な場所から勤務する労働者の足となって非常に重要な役割を果たしています。特に本町のように平地の少ない土地柄では活用の利便性や価格、維持費を考え、多くの方が利用しているのが現状です。都道府県税である自動車取得税も減税され、それによる地方自治体の税収を減収をカバーするものだというふう言われてますけれども、大型車には軽く、小型車には重くという傾向になっています。自動車取得の交付金の減額分は、つまり庶民の増税で賄うという考えです。この増税は、零細の自営業者や庶民にとっては消費税とともに二重の増税となるものであります。今回の条例改正は他項目にわたっており、賛成できる項目もありますが、以上挙げた2つの点では賛成できませんので、専決処分の承認に反対するものであります。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

賛成の立場で討論いたします。

同僚議員の今、反対討論がありましたが、おっしゃることは私もよく理解できますし、内容についてはほぼそのとおりだと理解をしております。しかしながら、この条例につきましては、地方税法という上位法の改正によるものでありまして、それに伴って条例を改正するということでもありますので、しようがないと言っちゃいけませんけれども、やむを得ないという事態であると思っておりますので、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第44号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第45号、長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第46号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第47号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、先ほどから説明がありますように、総体として国民健康保険の限度額が77万から81万に上がるものであります。81万の限度額といいますと、この国民健康保険税は10期払いですから、一月分が8万円を超える金額というふうになります。わずか後期高齢者支援金が導入された6年間で18万円もこの限度額が上がってる状況となっております。厚労

省では、所得が高い人からこうした負担を求めることで中間層に配慮した保険料設定が可能になるということで、説明のありました2割、5割軽減策が拡大されるというふうにしておりますが、先ほどの答弁でもありますように、その削減にされる全体の割合は約5,000世帯ある国民健康保険の加入世帯の1%強ぐらいということでもあります。私は配慮というならば、この国保財源の非常に大きな要因となっています国庫負担の負担率を大幅に引き上げて、全体的に高額と言われる保険税を軽減することが必要だというふうに考えます。

そもそも国保の財政難と国保税の高騰を招いたのは、国庫負担の引き下げが原因でした。1984年の国保法の改悪で、医療費に対する国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させました。その結果、国保の総収入に当たる国保の支出割合は半減して、しわ寄せが国保税の転嫁として高額になってきております。これは歴代政権が国庫負担を削減し続け、国保財政の構造的な問題、国保加入者の貧困化のもとで、それを見直そうとはせず、この二重の失政により財政難、保険料の高騰、滞納の増という悪循環を陥ってる状況です。今回の限度額引き上げは、特に高齢者支援分、介護納付金分と現役で働く人からの国保税の負担がふえ、高齢者にかかる医療費や介護の負担を増額することは、私は現役世代と高齢者の溝をつくり出すようなものになりはしないかと懸念されます。今回の限度額の引き上げは、所得の高い人は支払える能力があるかもしれませんが、今、必要なのはこの保険税の仕組みによって、応益、応能割が50対50であるのに対し、所得が低い方でも負担が重くなるような仕組みを変え、危機的な状態を打開する抜本的な制度の改正が今こそ私は必要と考え、この専決処分の承認について反対をするものであります。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第47号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長。

(吉田愼一君)

それでは、議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、町内産業の振興と定住人口の増加及び雇用の増大を図るため、奨励措置を適用する区域、業種等について所要の改正を行うとともに、条文の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をいたします。第1条の改正は、長与港西側埋立地を町内に改めるものでございます。第2条の改正は、第1号において、工場等の定義を製造業、卸売業・小売業、教育・学習支援業、医療、福祉または町長が特に認める事業の事業目的のために使用する施設で公害発生のおそれのないものと改め、第3号として、常用雇用者の定義を加えるものでございます。第4条第1項の改正は、西側埋立地内を町内に改めるものでございます。第5条の改正は、奨励措置適用の指定基準について、第1号の工場等を構成する固定資産の取得価格の合計額が2,500万円を超える設備を新設または増設し、かつ、これを事業の用に供したことに伴って、新たに10人以上の常用雇用者を雇用することと、第2号の役員等が長与町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団関係者でないことの両方の要件を満たすものでなければならないとするものでございます。第9条第1号の改正は、第8条を前条に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

まず、今このタイミングでこの条例の改正がなされた理由と、それからこの業種が拡大されてますよね、工場等とはちょっと縁がほど遠い医療福祉も入ってるわけですよ。何か企業は想定されてるんですか。

議 長

(山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興

(松尾義行君)

部 長

御質問にお答えいたします。

このタイミングでということですが、今回榎の鼻地区の区画整理事業を受けまして、そこに想定される商業施設でありますとか、そういったところがきっかけでもあるということが一つでございます。それから、従来工業系工場と加工修理、そういった企業に限定をしておりましたけども、実際のところ、製造業、特に工業系でございますけども、これにつきましては熱心に誘致をしておる自治体が多数ございますけども、例えば県の外郭団体では、

今、企業誘致の担当が18人おりました、年間に全国を回っておりまして、年間4,000社ほど企業を訪問しておりますが、そうした中で、工業系の企業がこちらに誘致をされたというのは、年間大体4社とか5社でございますので、大変厳しい状況になっております。そうした中で、今回こういった業種をなぜ選んだのかということでございますけれども、やはり長与町としましては、一番の強みは人口が多いということでございますので、そうした強みを生かすという点で、長与町マーケットとして魅力に感じていただける、そういった企業ということになりますと、例えば商業施設でありますとか、福祉施設、病院とか、そういったものが考えられるということで、今回このような業種を追加させていただいたところでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

それから、第5条ですけども、新たに10人以上ということになっておるんですけども、これは町民の住人に限るんですか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興 (松尾義行君)

部 長 町内に住民登録をお持ちの方に限っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

そうしますと、小規模の事業はなかなかこれ、10人を雇用するっていう企業っていうのは、大企業でもそうでしょうけども、今の時代、非常に難しいんですよ、雇用すること自体が。それで、こういう条項を入れますと、ほかの自治体さんなんかもこういう条項を入れてますけれども、かなりハードルが高いんですよ、小規模の企業にとっては。そのあたりはどういうふうに考えておられますか。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興 (松尾義行君)

部 長 確かに10人というのは非常にハードルが高いということはわかっておりますけれども、これまでのようにこういった条件をつけずに、ただ奨励金を差し上げるということだけではなくて、やはり目的としては雇用をふやしたいと、地場の人を雇っていただきたいという思いがありまして、このような少し高い、本心から言えば正社員が一番いいわけですけども、それは余りにもハードルが高過ぎますので、せめて契約社員以上で常時雇用していただけるような、そういった企業に来ていただけないかということで、このようなハードルを設けております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

18番 (河野龍二議員)

私も少し確認をさせていただきたいと思います。

今回のこの工場等設置奨励条例の対象になるのが榎の鼻地区の開発行為だというふうに確認できました。そこで一つお伺いしたいのは、まず西側埋立地がこの対象になったのは、やはり公で、町も含めてですけれども、開発行為を行ったということで、そこにかかわるいろんな負担を早く軽減するためにこの奨励制度を用いているような事業に来てもらいたいという考えがあったはずで、今回の榎の鼻地区は、いわゆる民間開発の地であります。ここをやはりあえて奨励を出して、企業誘致といいますか、そういったことをすべきものなのか、その点について何かあればお答えさせていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部長 (松尾義行君)

先ほども申しましたけども、きっかけの一つとして榎の鼻があるということで、そこだけを想定してるということではございませんで、全町的に雇用の場が生まれればと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そしたら、それでは榎の鼻地区以外に開発、いわゆるこうした工場等々の誘致が有効と考えられる場所がどこなのか、その辺を一つと、質問が3回しかできませんので少しお伺いしますが、先ほど雇用、常用雇用の部分が言われましたけども、町内、いわゆる町に住民票を持ってる方ということでありまして、その明記がどこで確認できるのかというところですね。もう一つは、私は今回、やはり2,500万で10人以上の雇用者ということで、一定の企業はこの該当する部分が出てくるというふうに思います、先ほどから同僚議員からありましたように。ただ、中小零細企業は幾ら進出してきてもこういう奨励に当てはまらないという意味では、これは長与町に来た場合ですけども、現状長与で頑張ってる商業者、工業者には何の恩恵もないという意味では、税の公平からして、これは問題ではないのかというふうに思いますけども、その点について考えがあればお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

御質問の想定する場所でございますが、町内全域ということで、町内ということで区域を拡大をさせていただくと。想定する場所といたしましては、もう町内ということで想定をいたしております。その中には他法、都市計画法とか、あるいは農振法とか、そういった他の法律もございます。そこをクリアして、そういったクリアして建物を建築できる、あるいは進出できる、

そういうものが可能であれば、町内全域進出する可能性はあるということでございます。以上です。

済みません、続き、申しわけございません。それから、雇用者をどこで確認をするのかということでございますが、まず、この進出あるいは増設をされる事業所が指定工場として指定をさせていただき、申請に基づいて指定をさせていただき。それから、その中で、今度は進出した次年度固定資産税が課税され、納付された翌年度、その奨励金として奨励金の申請をされます。その中の様式等の中で、長与町在住の従業員等の確認事項については確認をさせていただきということでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

もう1点ありますけど。

しばらく休憩します。

(休憩 10時●●分～10時●●分)

議 長 (山口経正議員)

再開します。

地域政策課長。

地域政策課 長 (大津鉄治君)

既存の中小の事業所についての支援でございますが、当然、町の既存の中小事業所についてもそういう振興策については今後とも関係団体協議をいたしまして、そういう支援策について検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

2番目に答えていただいた、いわゆる雇用者の件ですけども、いわゆる条文を見る限りでは、町内に住んでる方の雇用者というふうに限定がされていないように思えます。それで、どこの部分で町内に住んでる方を雇用した場合というのが確認できるものなのか、そこら辺を再度確認したいのと、私は、これは意見ではないんで、ちょっと質問で、これだけの、いわゆる取得価格が2,500万円を超える企業ならば、この10人以上の常用雇用者というのは正社員雇用者にすべきだというふうに思うんですね。それで、やはりそういう正社員を町内の人から雇用するという形になると、それなりのやはり恩恵が出てくるわけですたいね。だから、この辺が常用雇用者というのは、先ほど言われるように派遣だとかパートだとかアルバイトでも常用雇用であれば対象になるわけですから、こうした奨励を出すなら、もう少しそういう精度を高めて、本当に町内、町に対してそうした何でしょう、恩恵があるような対策にすべきだと思うんですけども、この10人以上の常用雇用というふうなところでとどめたのがどういう理由なのか、そこら辺を再度お伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興
部 長 (松尾義行君)
先ほどの町内にといいことでございますけども、第2条の第3号(3)の
ところでございますが、そちらのほうに町内に住民登録を有する者というこ
とで入れておりますので、その点御了解ください。
それから、私どもが先ほど言いましたように、できるだけ正社員でという
ことは考えましたが、そうなりますと、言われるとおり、余りにもちょっと
ハードルが、なかなかそういった企業っていうのは少ないということは実際
私もやってみて感じておりますので、その中で、今回こういった条文として
はそのようなことにさせていただきましたけども、その後は従業された方に
つきましては正社員への登用とか、そういったことも協力を求めていきたい
と考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託しま
す。
お諮りします。
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第48号は、会議規則第46
条第1項の規定によって、6月11日までに審査を終了するよう期限をつけ
ることにしたいと思っております。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第48号は、6月11日までに審査を終了するよう、期限を
つけることに決定しました。
日程第6、議案第49号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田慎一君)
議案第49号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
現在、本町におきましては百合野地区計画、長与ニュータウン地区計画、
榎の鼻地区計画を都市計画決定し、長与町地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例の適用区域としております。地区計画制度は、都市計画
法に定められており、建築物の用途や容積率、建蔽率、建築物等の形態など
について、地域の実情に合わせて地区ごとにさらに詳細な制限や緩和ができ
る地区独自の制度でございます。この地区計画の内容を条例に定めることによ
り、建築基準法による建築規制の対象となり、強制力を伴った規制となり

ます。今回の主な改正内容は、榎の鼻地区計画において、建築物等に関する事項の一部が変更になったため、それに伴い、別表の一部を改めるものでございます。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第49号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、6月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第50号、訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

では、議案第50号、訴えの提起について、提案理由の御説明を申し上げます。

町営住宅に住む町民A氏は、当該町営住宅の家賃を平成17年1月分から滞納しております。本町といたしましては、家賃の支払いを再三にわたり請求するとともに、住宅の使用許可の取り消し、住宅の明け渡しを求めてまいりました。しかしながら、本町の再三の請求にもかかわらず、A氏には家賃の支払い及び住宅の明け渡しに応じる様子が全く見られません。そこで、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、町営住宅の明け渡しと、滞納している家賃の未払い金を請求する訴えを提起するため、議会の議決を求めるものでございます。町といたしましては、町営住宅利用者に対して公平で適正な負担を求める考えに立ち、厳正に対処してまいりたいと思っておりますので、議員各位の御理解を賜りますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

おはようございます。それでは、質問させていただきます。趣旨は理解しました。ただ、行政が一個人を訴えるという重要な議案ですので、理解をしていく上でも背景を少しお聞きしたいと思います。3問式ですので、ちょっと一括してまず6問まとめてお聞きしたいので、よろしいでしょうか。

まず1点目ですけれども、過去こういったケースの訴えの提起っていうのは長与町は行ったのでしょうか。1つ目です。

2つ目、この町民A氏、この方の先ほど17年1月から未納という話があったんですけれども、入居日、いつから入居されたのか。それとあわせて、総入居月数ですね。

3つ目に、先ほどから逆算すればいいのかもしれませんが、ちょっと途中未納があったかもしれませんが、どれだけの期間の賃料が支払われていたのか、あと未納総額。

それと、4番目、ここでは個人名を伏せてありますのでお答えいただけると思うんですけれども、この方のいわゆる収入状況、資産状況ですね。

それと、5番目、9年4カ月という長期というのがあるんですけれども、なぜここに至るまで、督促等は行っていたようなんですけれども、このような状態ながら放置されてきたのかということ。

それと、最後に、なぜこの件を訴えていくのかということですね。長期という答弁ではなく、例えば保育料では1人が預ければ大体6年間で出ていくわけですよね。それで言えば、例えば3年間でも4年間でも長期になると思うんですよね。同様の扱いをしてきていないということをお伺いして、なぜこの件をこのような形で訴えるのかということをお尋ねします。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

質問がいっぱいあって、ちょっと理解できないところもありますかもしれませんが、よろしくをお願いします。

過去あったのかないのかと、過去はありません。

それと、入居日なんです、この方のお父様が平成元年11月2日に入居されておまして、その後、この方が途中で入ってこられて承継の手続きをしております。その手続きの、それで、済みません、その父親の方が平成15年に亡くなっておられます。だから、その15年以降がもうこの方の支払いということになります。

それで、入居日数というのがちょっと今のところは何日なのかはわかりません。

賃料が今どれだけたまってるのかというのは、金額でいうと……(発言する者あり) どれだけ支払われてるのかというのを今現在資料を持ってきておりませんが、父親が亡くなられたときの滞納金もその方がずっと支払い

をしていただいています。ただ、今回、いただいておりますのが総額どのくらいなのかというのは、ちょっとわかりかねます。

滞納額ですが、平成26年4月30日時点で281万6,200円でございます。

その人の収入なんですけど、一応毎年収入報告書というのをいただいております。ただ、この方がここ二、三年収入報告書をいただいております。収入報告書がないということになりますと、最高家賃になります。その最高家賃で今ずっと請求をしておりました。金額的には、だからその収入報告書が出てないので幾らというのがちょっとうちのほうでは把握できません。

放置の経緯でございますが、今までは分納金ということでずっと納めてはいただいております。ただ、収入報告書も二、三年はありませんので、分納をずっとされてもずっと残っていくと、滞納家賃がずっと残って、この先ずっと残って何万、月、年に何十万というふうに滞納額がふえてまいります。そういうことがありまして、今回このような提起をさせていただきました。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩10時34分～10時34分)

議長 (山口経正議員)

会議を再開します。

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

なぜこの時期なのかということですかね。現年で滞納契約というか、分納を一応幾らしますという金額があります。ただ、家賃がそれよりも大きいと。滞納金がそれでは消していけないと。現年度もふえてくるということで、金額的にも結構な額になりましたので、今回こういう提案をさせていただきました。以上です。

議長 (山口経正議員)

安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)

ありがとうございました。たくさん質問を一括でして大変だったと思いますが、この件は、総務委員会の例年の決算等の中でもいろいろと議論してきたとこだと思います。いわゆる督促、担当の方も大変苦労されているという話もお伺いしました。そのときも委員の中からはいろいろと申し上げてたと思うんですけども、結局、払わない方に対して、それを先延ばし、先延ばしするということは、いわゆるどんどんどんどんたまっていくと。最終的には町の負担、あるいはもっと言えば他の町民の方の負担になるんですよ。遅くなったとは思いますが、このように一応法的手段に訴えて、あとは裁判所が決めることですので、よろしいことかと思えます。

もう1点ですけども、訴訟方針のところに和解を辞さないというふうな内容がございます。この中で、その上の明け渡し趣旨のところには、明け渡し請求及び未払い賃料等の支払い請求とあるんですけども、和解の下の部分

には明け渡し等というふうに、ちょっと若干未払い賃料の部分が若干ちょっと弱くなっているかなと思うんですけれども、言うなれば、和解となると、とりあえずは明け渡しを求められると思うんですけれども、当然、滞納分も支払っていただくというのが筋だと思うんですけれども、もう少しその和解、詳しくはちょっと今の段階では出ないかもしれませんが、ちょっとこの訴訟方針の件につきまして、もう少し詳しく説明をいただけますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

この和解につきましては、どういった場合に和解に行くのかというような御質問かなと思いますけれども、実際やってみて、相手さんがどういった条件でお話をされるか、また、こちらのほうとどういったところまでなら決着ができるか、そういったものは今回、弁護士さんにもお願いをするようなことで考えておりますので、そういった中で十分町のほうも協議をしながら、その結果がまず全然わからない中で、こういう条件であれば和解をしようとかという、そういった水準って申しますか、そういった基準について、まだまだ決めてない状況でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

ちょっと若干背景が見えにくい状況であるんですけれども、この方にずっと催促をされてたということなんですけれども、その催促の回数といいますか、一月にどれほどの催促をされていかれたのか。そして、そのときの支払い計画、最初に滞納されたときからの支払い計画というものをどのように立てられたのか。それともう1点、条例によりますと、家賃を3カ月以上滞納したときは明け渡し請求をすることができるようになってるんですけれども、その3カ月以上になられたときに、明け渡し請求をされたのかどうか、3点お伺いします。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

督促は毎月、未納のときに納付書を、未納時に督促は毎月送付しております。

それと、最初の分納計画といたしましては、一応話をして決めさせていただいております。そのときは、そのときの家賃というのが分納金よりも多く支払うようになっておりましたので、それで契約というか分納の計画をしております。

それと、3点目、3カ月以上の方に明け渡し請求ができるということですが、実際問題として、3カ月以上に明け渡し請求をしたのはありませ

議 長 人。今回が初めてでございます。
(山口経正議員)
饗庭議員。
1 番 (饗庭敦子議員)
その督促は月に1回送っているということなのですが、送っただけということで、その間訪問とか話し合いをされてないのかということと、ちょっとその支払い計画で分納金で支払える計画なのかということを知りたいわけですね。その方が支払える計画になっておられるのかなということを知りたいのと、先ほどありました条例にあるのに、なぜこれまで明け渡し請求をしてこなかったのか。3カ月が9年4カ月というこの長期にわたったのはなぜであられるのかと。
それともう1点、この方の収入状況が収入報告書が出てないのでわからないということなんですけれども、この方が支払う能力があるのかないのか。今現在、職をされてるのかどうか、全然背景がわかりませんので、そういうところも教えていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)
管理課長 管理課長 (森 浩平君)
何度となく家には訪問をしております。回数的には何回というのはいちよつとあれなんです、お話をさせていただいております。

議 長 (山口経正議員)
建設部長 建設部長 (浦川圭一君)
分納の額がまず、滞納分の分納と現状の家賃の分と合わせてずっといただいても、ずっとふえていくというような状況でございまして、なかなか元金、もともとの家賃の分が減っていかないというような状況の分納の組み方であったということが一つと、まず、家賃の算定をする、そういった収入報告書、こういったものの求めをさせていただいても、その提出にも応じていただけないというような状況の中で、なかなか家賃自体をこちらのほうもこの収入が幾らだから家賃が幾らになりますよって、そういう決定もできないような状況で、したがって、先ほど課長が申したように、一番高い家賃での算定になります。すると、滞納がぐんとうんとやっばり実際よりは大きくなってのかもしれませんが、そういうふうにならざるを得ないということ、状況になっております。
それと、まずもって、身内の父親の方が亡くなられたときに契約の申し出をしております、そこもまず拒否をされて住み続けておられるというような状況でもございます。今、手元にある背景と申しますか、そういうものについては、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、以上でございます。
申しわけございません、その支払い能力につきましても、実際そういう収入証明書を出していただけないということで、本当にこの方が幾ら収入があ

ってどれだけの支払う能力があるのかというようなものについてもわからない状態で、私どもも苦慮しているという状況でございます。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 10時44分～10時47分)

議長 (山口経正議員)

会議を再開します。

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

町営住宅家賃支払い等の催告書ということで、期限を決めてA氏にはお渡ししております。そのとき、いついつまでに納付書をしてくださいということで、納付期間を入れております。その後、納付がありませんでしたので、町営住宅明け渡し請求ということで、いついつまでに今度は建物を現状に復して明け渡し、期限までに滞納金を支払っていただくよう請求しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私がお伺いしたのは、条例に定めてある3カ月以上滞納したときは明け渡し請求ができるということで、されてないと先ほどおっしゃられたので、どうしてされなかったのかということをお聞きしたかった。

もう3問目ですのでちょっと一緒にあわせてお聞かせいただきたいんですけども、先ほど収入があるかどうかわからないということでありましたけれども、その中で、もし収入がなく本当に支払えないのであれば生活保護の申請をすとか、そういう手当てをしていかないといけないのではないかと思うんですね。だから、収入状況がわからないのに訴えを起こすというのが、支払えると思ってらっしゃるから訴えを起こすっていうのであれば、確かに必要であると。支払っていただかないといけないので、そういう状況を踏まえて、早いときにその収入がわかっている中で支払えるかどうか、支払えなければほかの手当てをすということが必要だったんじゃないかと思うので、その分をお答えいただきたいのと、もう1点、家賃を滞納されてるっていうことは、光熱費とかいろんなものが住んでるからには要ると思うんですけども、そのあたりは支払いをされてるのかというのを把握されてるかどうかお伺いします。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

3カ月滞納してなぜ明け渡し請求をしなかったのかと、一応、分納のお話をしまして、その額と今現在、支払いを、家賃の分ですね、分納金と家賃の分納、差額が生じるようなことでありました、最初はですね。それで滞納分をずっと支払い、現年分と滞納分を支払っていったということがありまし

たので、そこまでの明け渡し請求はしておりませんでした。

それと、生活保護なんですけど、生活保護のほうをうちのほうから言うのもちょっとできないのかなど。収入がないのなら提案をしたらどうかということですが、その相手方も実際どのくらい収入があるのかわかりませんが、その付近の分をうちのほうから提案して、こういうのがありますよというのもその方にも失礼になるのかなど、いいのかなど。違う。なかなか提案が難しいところだと思っております。

光熱費関係につきましてはうちのほうでは、管理課のほうではわかりませんので。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

ちょっと補足ですけども、督促等々、私も部長時代に、この方ではないんですけど、日程を決めるまでに時間がかかります。まず相手と電話連絡もとれないっていう場合もありました。それで、当時の課長と一緒に伺ったところ、家にも入れてくれません。玄関をちょっとあけてだけで、そこでここ滞納になってますから少しぐらい入れてくださいとかいう話も、逆にもうけんもほろろで、最後はドアをどんと閉められて追い出されるような、帰れっていうような状況でございます。その方も、Aさんではないんですけど、この方も支払い計画というのは一応御協議に行っただけで計画立ててもらってます。しかし、それが履行されません。

それから、明け渡し請求ですけども、督促を出して催告を出したときには文面にはちゃんと書いておりますので、その文面でも明け渡し請求いつまでにしてくださいということできるんですが、例えば電気、水道みたいにとめたりという強制力がありません。そういったことで、居座られると、もうお話し合いだけ、まず会えないっていうのがまず大きいですね。

それから、今ありました生活保護等々、そういうのもこちらから言うわけにはいかない分もありますけども、におわすことはできるかもしれませんが、そういう方に限って生活保護は受けんとたいというふうな意地を持つて方もいらっしゃるんですけども、私が以前行った方は、最後ちょっと病気になられて生保のほうをちょっと受けられるようになったということもありますけども、そういったことで、明け渡しについて全く強制力がないので、居座られるとどうしようもないというところがあります。そういったことで、もうこの何年ものという、ずっと毎回そういうことはやってるんですけども、結果として強制力がないのがちょっと一番できないのかなど。今回、法的に裁判での執行という形をさせていただいてというふうなことで、今回、訴えの提起ということで提案させていただいた次第です。

あと、もう少し詳細、所管からあれば何か。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

- 17番 (西田 敏議員)
 るる話を聞いておりますと、行政の一つの何ていうか、行政がいろいろな面で考慮して、結果がこういう結果になってきたんかと思えます。督促とかそういうことはちゃんとされてきたと理解できますけれども、今度はその強制力、この裁判で勝って退居命令が出たと。最終的に退居の執行は通常の場合、普通どういうふうにして執行されるのかというのをお聞きしたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩10時55分～10時55分)
- 議長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 管理課長。
- 管理課長 (森 浩平君)
 今回、訴えの提起を議会にて議決させていただきますと、その後、弁護士さんとの訴訟についての打ち合わせを行います。この高額であるために地方裁判所に提訴という形になろうかと思えます。それで、その後、本人さんと弁護士さんと、うちの方も入るかもしれませんが、その付近でどういった解決方法ができるのか、話し合いによってできなければ強制執行という形になろうかと思えます。期間的にはまだ弁護士さんのお話もしてないわけですから、ちょっと時期的にはわかりませんが、流れ的にはこういうふうな流れになろうかと思えます。以上です。
- 議長 (山口経正議員)
 西田議員。
- 17番 (西田 敏議員)
 私は、この強制執行後、どういう形でやっていくのかと。例えばそれはちょっとこちらのほうで話では、そういう代執行っちゅうのは、極端な例、誰かが裁判所の命令を受けて、そこに乗り込んで荷物とかそういうものをほっぽり出したり、そういうことをせんと、裁判所の命令だけですればまたそういう人はそのまま居座るということもありますから、その辺の極端なことでちょっとお聞きをしとるわけです。
- 議長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩10時57分～10時57分)
- 議長 (山口経正議員)
 建設部長。
- 建設部長 (浦川圭一君)
 最悪の場合の強制執行の話でございますけども、まず希望するのは、もうお互い話がついてすんなり出ていっていただければ、これが一番いいんでしょうけど、なかなかそこも期待が薄いのかなというような思いでおりますけども、やっぱり最終的にそういうもう手続をとらないといけないというよう

なことになりますと、そこはまたちょっと弁護士さんとも御相談をさせていただきながら、私どもとしても実際にそこまでの作業をやったちゅう経験も正直申し上げてございませんので、そういう専門家の意見を参考にしながら対応していくしかないのかなということで考えております。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

これまでこの年数でいけば9年4カ月となっておりますが、ある面では3カ月で退居命令が出せると。これを実際に行政がやれば、すぐマスコミ等では冷たい行政だということであたかたたりするんで、今までこれだけで督促等は十分されとったと思いますけれども、その情けが結果的にあだになったということになるわけですけれども、最近では裁判所の命令であっても執行がなかなかできませんですね。というのは、この裁判までやったということは、もうそれなりの結果、最終結果は、これはもう退居させなければいけないということですね。その場合、途中でこの和解の条件等ではということもありますけれども、これについても今の滞納金額等から見れば到底不可能ではないかと思っておるわけですが、ですから退居になるだろうと想定できるわけですけれども、その執行を私はこのちゃんと裁判所の命令で執行する人たちがおるわけでしょうけれども、それを本当に想定してやっていかんと、全くただ訴えただけで最終的には退居、こういう人はもうまた居座る可能性がありますよね。そういうところをちゃんと、行政の目的としては滞納額を払っていただきたいというのが目的でしょうけれども、これが本当に最悪の場合には払わないというときも、今度は行政はこれを絶対退居させなければならぬわけですから、その辺に誰がするのかとかいうのをちょっと私は心配しておりますけどね。そういうところをもうちょっと明確に建設部長なり課長たちはちゃんと先まで調べていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

議員御指摘のとおり、私どもそれはもう心を鬼にしてと申しますか、そういう対応をぜひやりたいということは思っております。そういった中で、どうか退居はしていただくというふうな気持ちは持って対応をしていくつもりではおります。先ほど議員もおっしゃってましたように、行政として余りにもちょっとやり方がひどいんじゃないとか、そういった意見もやっぱりどこかで感じながらやらないといけないというのもまたございまして、気持ちといいますか、そういう気持ち的にはもうちょっと厳しいかもしれませんが、退居に向けても頑張ってます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

私は町長にお伺いしたいと思います。今回の提訴は町長名で行われるわけですから、私は今の質疑のやりとりを聞いてると、提訴する準備が十分できてないように思われます。やはりこの訴訟になると、どういう経過で対象者と対応したかどうかというのは十分訴訟の資料として出さなければならないと思います。ただ、やりとりの中でそれが出てきていません。十分答えられる範囲もまだまだそろっていません。そういう意味では、私はそれはこれだけの家賃を滞納したという部分の責任は当然居住者にもあるというふうに思いますけども、そう急がずに、これはもうこのままこの議案はいわゆる委員会付託されてませんので、こうした不十分な形での提訴を認めるというのが私はどうしても納得できないので、町長として今のやりとりを聞いてて、このまま本当にこういう形でやれるのかというふうに思わないのかと。やっぱり不備があるならば、この議案は一回撤回すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、町長の見解をお伺いしたいと。そういう検討がされるならば休憩でもとって検討すべきじゃないかなというふうに思いますけども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長

長 (山口経正議員)

町長。

町長

(吉田慎一君)

今、議員おっしゃることの内容もわからないではないわけでありましてけども、平成17年1月分から滞納がしてるということで、その間にずっとこういう形で御相談という形でやってきておるわけでありましてけども、今までの流れの中で聞いていただいてわかりますように、多少しどろもどろしてる分はありますけれども、しかし、今までの経過につきましてはずっと手を尽くしてきてるというような状況であります。そして、これだけの月日が、17年から今、平成26年とたってきて、どうしようもないぐらいの月日もたってきております。これを先延ばしをしてもあんまり意味がないことだと思えます。ここは弁護士さんを通して十分に相談をさせていただいて前に進めていくと。そうしないと、いつまでたってもこの状態で終わるわけでありまして。だから、町としましては、ここはもう動かなくちゃいけないということで、皆さん方にこうしてお諮りをしているということでありまして。これまでの経過の中では十分話をし、そして今からのやり方につきましても、今言いましたように弁護士さんとも相談しながら、今度の裁判に向けて闘っていくというようなことになろうかと思えます。

議長

長 (山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

そういう考えということですけども、家賃の請求等、明け渡し等々、そのいわゆる管理をしている行政側から当然の行為も私は十分理解できる所です。ただ、一つには、この居住者でもある人は憲法上にも生存権が認められるというふうに思います。そういう意味では、訴訟のやはり大きな争うと

ころになるというふうにするんですよね。やはりその中で交渉経過だとか
が十分でない、また、先ほど収入が十分あるかどうか分からないと。そうい
う意味では生活保護をこちら側から働きかけるのもどうかというふうな話も
されてましたけども、そこは町全体として、いわゆるこの方がどう長与町
の中で生活していくかというのを考えないといけないんですよ。それを単に家
賃だけの問題で生活保護を云々かんぬんというのはどうかというのは、これ
はやっぱり手落ちしてる部分だというふうには思わざるを得ません。

これは質疑なんで、じゃあ再度質疑をさせていただきますけども、この方
のいわゆる家族構成はどうなってるものなのか、そして、家族の中に、もし
家族構成があれば未成年者がいるのかどうか、あと、連帯保証人への連
絡はどうされて、どういう経過が行われてるのか、その辺について再度お伺
いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

家族構成でございますが、本人お一人が今現在、町営住宅におられます。
未成年者につきましては、本人1人ですのでいらっしゃいません。連帯保証
人ということでございますが、この方は父親が入居しているときに承継で途
中で入ってこられて、承継の手続をしております。その後、父親が亡くなり
まして、その書類を提出しないまま、保証人とかの提出をうちのほうも調べ
たんですが、ほかの方の連帯保証人の関係もありまして、ずっと調べたん
ですが、その後、保証人さんの出してないということで、保証人さんを出して
くださいということで何度か行ってますが、その後、提出がないということ
でございます。

議 長 (山口経正議員)
18番 河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そういう部分でも、町の対応がやはりまずかったわけですね。やっぱり
町もそういう意味では、そういうきちんとした対応をされてない状況の中で、
本当にこうした形でですよ、提訴というのが行われるのかどうかというのは
さらに疑問を持つわけですけども、再度質問させていただきます。先ほどの
生活保護の件ですけども、建設、いわゆる住宅の管理の部分としては福祉部
門に相談したのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

こういう提訴するというところで、1回御相談をしております。福祉課のほ
うに生活保護の関係の連絡を一度行っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
9番、森 謙二議員。

9 番 (森 謙二議員)
このケースは特殊なケースであると思いますが、参考で教えてください。これに準ずるケースとして、あと何世帯ぐらい滞納の世帯がありますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
29世帯ございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)
1点のみ伺いたんですけども、わからなければわからないで結構ですが、一応催告と請求をされてるということなんで時効の中断をされてると思うんですよ。それで、もし万が一ですけれども、その時効に係った分はあるんですかね。そこだけちょっとお伺いします。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
そういうのはありません。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)
町営住宅は、やはり低所得者の方たちが皆さん住まれてるということだと思うんですが、その中で今いろんな手段を、対策を講じてこられたということなんですが、この滞納が281万6,200円あるということなんですが、これに対するもう利息などが発生してるのか、もしその金額がわかれば教えていただきたいというのと、それから、提訴をすることによって明け渡し为目的なのか、それとも返納をしていただくのが目的なのか、納付をしていただくのが目的なのか、もしそここのところ、納付ができること、そういう提訴によってできるとお思いになってるのか、そのあたりを教えてください。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
先ほどの申し述べました金額については延滞金の額は含まれておりません。家賃だけの金額でございます。
それと、済みません、遅くなりました、明け渡しとその賃料、両方を目的としております。以上です。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
 明け渡しとその金額を提訴する予定であるということなのですが、その今現在でも収入がどのくらいかもわからない状態、それでこの方もまだ詳しい行政の方たちとの話し合い、本当に払えるのか払えないのかも、全く背景が私たち見えてこないわけなんですよね。十分にやはり話し合いによって手を尽くされたのかどうなのか、そのあたりも全然わからないということなんですよね。そこで、やはり金額的にも例えば和解をすることも考慮に入れているということなので、その金額的に今、先ほどではどのあたりで和解をするかが決定してないということなのですが、でも、実際全くその金額を提訴して和解したからといって払えるかどうかはわからないというところで、実際それ本当にまだメリットがあるのかどうか、ちょっとそここのところがわからないんですよね。そこで、私はもうこのやっぱり白紙に戻すべきではないかなというふうに思いますが。

議 長 (山口経正議員)
 質疑をしてください。

2 番 (安部 都議員)
 ああ、済みません。そこで、先ほど言った延滞金がどのくらい戻ってくる可能性があるのか、ちょっとそこらあたりを教えてください。

議 長 (山口経正議員)
 建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)
 今、議員の御質問のとおり、再三となく話し合いの場を持つ、また持とうとした経緯はございますけども、なかなかそういったことで相手さんの収入の状況もわからないというような状況の中で、先ほど課長が申したように、延滞金については請求をさせていただいてないということがございます。そういったもの、そういった状況の中で、今、議員さんが心配されるような内容について裁判の中できちんと答えを出していただくというのも一つの目的でございますので、ぜひ今回の提起についてはさせていただきたいということでは思っております。

議 長 (山口経正議員)
 16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)
 先ほどの同僚議員の質問の中で、建設部所管のほうから、この提起するに当たり、福祉のほうに相談があったのかということ、相談はしたということですが、今回のこの提起に当たってということだと、ひょっとしたらもうつついづく最近福祉のほうに当たったっていただけなのじゃないかなという懸念があるわけなんです、やっぱり同僚議員も言われたように、憲法25条で生存権というのがありますもんですから、特に衣食住のこの住というのは人の生きるか死ぬかという、そういうことにもかかわりますので、やはり福祉のほうがどういうそれを受けて具体的な行動をしたのかというのが非常に重要になってこようかと思いますが、福祉のほうはこの相談をいつ受

議 長 けて、具体的にどういう行動をなさったのかをお伺いしたいと思います。
 (山口経正議員)
 管理課長 管理課長。
 (森 浩平君)
 議 長 福祉の部分に御相談したのは最近でございます。
 (山口経正議員)
 議 長 しばらく休憩します。
 (休憩 11時17分～11時19分)
 議 長 (山口経正議員)
 福祉課長 会議を再開します。
 福祉課長 福祉課長。
 (西平隆邦君)
 生活保護についてちょっと話題になっておりますので、所管しております福祉課のほうでお答えしたいと思います。
 生活保護につきましては御存じのように、長与町の場合、県の事業として県のほうが所管しておりますが、私ども福祉課としては、住民の方が生活に困ったり、病気とかそういった含めて生活に困窮した場合に、相談を受けて、それをお話を伺って、結局生活保護の制度とかお話、説明をして、実際に緊急性があれば当然事務所のほうのケースワーカーさん等に相談して生活保護の給付に向けて手続を進めておりますが、町のほうとして通常明らかに病気とかでもうどうしようもないというような方についてはそういった御相談も、こちらから場合によっては緊急性がありますのでしますけれども、通常の場合は住民の方の相談を受けての対応になりますので、今回のところ、こちらからそういった状況で緊急性までは感じておりませんので、町のほうから保護の申請をとか相談をしてくださいというのは、ちょっと通常やっております。以上です。
 議 長 (山口経正議員)
 16番 堤議員。
 (堤 理志議員)
 緊急性を感じてないということでもありますけれども、確かに私も聞いていて、この入居者の方の誠意といいますか、ここについては若干私も疑念を感じるところはあるんです。ただ、生活状況もわからないという中で、やはりひよっとしたらかなりの生活困窮の状態にあるかもしれないし、何らかの精神疾患等々の可能性もあるわけですよ、なかなか会話がうまく意思疎通がいかないという、そういう中では、緊急性がないというのもわかりませんし、また、今のもわかりやすくいうと、この生活保護というのは申請主義なので、申請もあってないから対応してないというような意味だと思うんですが、建設所管としては非常に困り果てて、じゃあということで相談するけども、福祉は、いや申請主義だから知らないよ、申請受けてないよという、こういう対応というのは、町長ちょっと問題じゃなかったかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

いろいろ今、意見出ておりますけれども、いわゆるそういうことを町としていろんな対応をしていこうとしております。ただし、その御本人が会う意思がなかったりとか、お金を払う意思がなかったりとか、いろんな形でシャットアウトしてるわけです。したがって、町としましては、その分、その人がどういう方法をとれば生存権の問題も含めてやっていけるのかということ、弁護士さんを入れて明らかにしていけないと進まない。今のままでいっても全く進まないわけですね。個人情報という問題もあります。そういう中で、きちんとした形の対応をとっていこうと。それがその裁判という、弁護士さんと話をして、その人がどういう状況であるか、今おっしゃるように、精神的なものがあるのか、そして今から先どういう形で、身内の人はいるのかどうか、それもそういう裁判の中できちっと明らかになるはずであります。そして、その人が次はどういう手だてをとったら、それこそ生きていけるのかということも含めて考えていくと。そのための裁判であります。したがって、今、我々がせんばいかんのは、そういった形の部分のスタート台に立って、この人のことをどういう形で持っていったら一番いいのか、町としてもいいのかということをお考えさせていただくための裁判をやりたいということでの皆さん方に対するお願いでございます。そういう意味でございます。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

この文書からすると、契約を解除したのでってなってますね。ということは、もう内容証明とかなんとかで出しておられると思うんですけども、それがいつ付で、普通であればこの通知到着後1カ月とか2カ月とか、あるいは3カ月待って、諸問題について取り組んでいくんじゃないかと思っておりますけども、いつそういう正確なる相手方に到達する内容証明ですかね、そういう方法等で、いつやられたのか、そういうところをちょっとお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

平成25年12月付で町営住宅家賃支払い催告書ということでやっております。その中には、下記期限までに納付がない場合は、明け渡し請求等法的手続きをとらせていただくこととなります、なお、滞納については、一括納付が難しい場合や特別な事情がある場合、来庁の上御相談くださいということで、来庁の場合は特段の事情がないとみなしますということで、これは本人に渡してサインをいただいております。それで、期限までに納付がなかったもので、26年1月28日、町営住宅明け渡し請求ということで、貴殿との賃

貸借契約を解除する旨、本書面をもって通知いたします。つきましては、直ちに建物の現状に復して明け渡すとともに、明け渡し期日までの滞納家賃等全額をお支払いいただきますよう請求いたしますということで、1月28日付で、これも本人渡しでございまして、明け渡し期間が平成26年4月30日、3カ月ほど余裕を見ております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

公平な、あるいは公正な立場から行政を執行していくというのは非常に大事なことで、そういう意味からは、この議案については執行していくべきだというふうに考えておりますが、それで、ちょっと確認を二、三したいというふうに思いますが、普通、税にしましても、この町営住宅のこの家賃等にしましても、収入がなければやっぱり催促を、督促をしたり、あるいは再催促とかをしながらいくんですが、どうしてもそういう場合に納入がない場合は差し押さえなんかをしていくことになっていくわけなんです。ところが、差し押さえの件については何ら言及がなされてないんですが、最近になってこの所得の動向についてはもうわからないというような話をされておられました。そのもっと以前はそういう証明もあったんじゃないかというようなことで考えますと、まず差し押さえをなぜしなかったのかということが非常に疑問に思うんですね。この点について、まずお答えをいただければと思います。

議 長

(山口経正議員)

建設部長。

建設部長

(浦川圭一君)

通常、税のほうで差し押さえ等行っておられるようでございます。これは国税徴収法に基づいた手続の中で差し押さえ等の手続を行っているということで考えております。今回、私どものこの公営住宅の家賃の債権につきましては、あくまでも民事執行の手続になるということで、私どもも勝手に差し押さえ等につきましてはできないということになっております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

岩永議員。

11番

(岩永政則議員)

そういうことでございまして、その点は明確に表明をしていただきましたかったわけですね。

それで、一つはこの訴訟方針の中に、最後のほうに状況、条件次第では和解云々ということがございますけれども、やっぱり訴訟の考え方、趣旨、あるいは方針というのは、明け渡しと未払い金の回収ということが主体であるわけですね。したがって、それが大きな目的があるわけですから、それをもって方針も一貫をしていくべきではなかったのかなというふうに思っております。

んですが、やむを得ない場合は和解という気持ちはわかりますけれども、そういう議案としてする場合は、ここに記載をしていくのはいかなものか、非常に若干弱い方針じゃないのかなというふうに感じるわけなんです、その点はどうでしょう。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

この提訴方針の中の文言は、一応弁護士さんとの御相談の中でこの文言を入れたほうが良いということで入れさせていただいております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

3点目、最後になりますので申し上げますが、先ほど同僚議員からもありましたが、例えば裁判所の競売のことがよく出ておりますね。私も経験がありまして、私が紹介しまして競売で落としたわけなんです。私じゃなくして、ある人が落としたんですが、その場合に、明け渡しを済んでおられるわけですから、当然明け渡しをしなければならぬわけですね。そうしなければ次の人が、競売で落とした人は入れないわけですね。ところが、これ裁判所がするものというふうに一般の国民は、私自身もそう思ってたわけですが、裁判所は全く無感知なんです。自分たちでしてくださいと、双方で協議してください、こういうことなんです。だから、明け渡しを裁判で決まったから、あるいは競売で落としたから、裁判所がきちっとしてくれるものと思ったら大間違いなんです。この点も一つあるということがございます。

それと、この未払い金の回収にしましても先ほどから若干ありましたが、収入がないとかそういう説明がありながら、果たして裁判を起こして回収が可能なのかどうか、そのあたりがちょっと危惧されるわけなんです、そういう面から考えますと、先ほど今の答弁でわかりましたが、弁護士と既に協議をしておられるのか、してないのか、あるいは具体的には今からしていこうとするのか、そのあたりがよくわからなかったわけですね。今のちょっとの説明の中で、弁護士と協議したという、この最後の和解の件で今わかったんですが、十分弁護士と協議をして今後の想定等もしながら、この実行可能性があるというような自信を持って提訴をしていくんだということであろうというふうに今、理解をしたんですが、その点を明確に御答弁をいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

今、議員さんの御指摘のとおり、弁護士さんと相談をしながら頑張っていきたいと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

場内の時計で 11 時 45 分まで休憩します。

(休憩 11 時 32 分～ 11 時 45 分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議題となっています議案第 50 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第 50 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18 番、河野龍二議員。

18 番

(河野龍二議員)

議案第 50 号、訴えの提起についてに反対の立場から討論いたします。

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理に当たっては住民の福祉の増進に努めるとしてあります。また、憲法 25 条では、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。そして、さらに国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしてあります。生存権を脅かす行為を行政が率先して行うことはできないはずで、今回の事象は町の財政に負担をかけ、町民 A の行為は許されることではありません。それでは、この方に対して町が十分な対応をしてきたのかというのが先ほどの質疑の中では私は十分理解できませんでした。こうした税や使用料等々は、必ずといっていいほど滞納が発生いたします。そうした場合に、ただ滞納された部分の金額だけを考えるのではなく、その方の生活全般がどうなっているかという部分も町は、特に公務員の方々は公僕として考えなければならないと思います。

現在、全国の自治体ではファイナンシャルプランナーなどの方を活用し、税の滞納などに対して生活全般が改善されるような、そうした対応をされている状況です。私は先ほどの質疑の中でのやりとりを見ますと、今回の対応はこうした生活全般を何とか健全化させようという行為が見受けられておりません。そういう意味では、今回の提案の提起には町の対応が不十分ではないかというふうに考え、今回の議案については反対といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

6 番、安藤克彦議員。

6 番

(安藤克彦議員)

私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。本議案は、町

民Aが9年4カ月にわたり町営住宅賃料を滞納していることにより、また、役場による町からの再三の配慮に対しても誠意がないものとして理解するものでございます。質疑の中でもございましたが、町民Aに対してわからない部分が多くございます。町長の答弁でもありましたけれども、これからの裁判、あるいは和解の中でいろいろなことを明らかにしていただき、できれば円満な解決を望むものでございます。最後に町長の発言の中でもあったんですけれども、このままでは先に進めない、大変理解いたします。このまま放置していても、やはり滞納料、賃料が積み重なっていく、あるいは担当課も相当な苦勞がさらに強いられることだと思えます。よって、裁判で明らかになった折には、議員の中からもいろいろ指摘がございましたけれども、その人の生活のことも考えて、これから先へ進んでいただけたらと思っております。以上、終わります。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私はこの事案に反対の討論をいたします。今回の事案は、所管も大変努力をされたことと伺います。しかし、9年4カ月も滞納をされたことに対しても、町としても責任があると思えますし、A氏と十分に話し合いをなされないままに手を尽くしたとも言えません。A氏が病気で支払えないなどの理由がもしあったとしたならば、全くその本人の生活状況や収入もわからないままに提訴をするのは不十分かとも思います。それから、A氏は分納もされていたということですので、少しでも支払う努力をされていたとも思います。行政の方がこのままもう少し努力、調査をする分もあったかなというふうにも思います。よって、白紙に今のところは戻すべきだと思えます。もし悪質の場合はそれから提訴を考えるということでも十分だと思えます。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

先ほど反対討論の中で生存権の話が出たんですけれども、私が憲法の話をするのも片手落ちじゃないかなと思うんですけれども、これは国民の義務として不断の努力を要請しておるわけです、憲法の中では。そうすると、この生存権を生かすには、やっぱり当人の努力が必要と思われれます。これは町に生存権を求めるのではなく、その本人に責任があると思えます。それと、このもし請求をしないとすれば、今度、町のほうは町民に対して説明する責任が発生するわけです。その点を考えると、やっぱり今回の請求に関しては正しいものと思えます。

次に、初めてのケースでありまして、滞りのない行政を進めるためにはやっぱり今回の訴えは賛成すべきものと思えます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

12番、喜々津英世議員。

12番

(喜々津英世議員)

私もこの50号、訴えの提起についての議案については賛成の立場で討論をさせていただきます。

監査委員をさせていただいておりますので、きょうは質疑も思っと思ったんですが、やめました。監査の中では、常にこの収納管理、こういったものについては指摘をしてくださるつもりでありますし、今回のこの件につきましても兼ねてから法的措置もやむを得ないということで、その前にとるべき事務処理をきちっとしてくださいという要請をしておいた、その結果が今回出てまいりました。今回は建物の明け渡しと未払い賃料の支払い等の請求ということでありますけれども、基本的に私は賃貸借の契約は解除してありますので、明け渡しをまず求めると。そのことによって、まだ多くの待機組、要するに入居したい人たちはたくさんおられるわけですね。こういった良質の入居者の方から家賃をいただくということはできるわけです。まずこれを優先してやっていただきたい。

それと、ここに和解というのがありますけれども、条件次第というのは、私は条件がどういう、弁護士さんとも相談の上、裁判の上で明らかになっていくと思いますけれども、収納報告書が出てないので最高額の家賃を付しておる、それも合わせて280万ぐらい。ですからそれは、例えばその方の今までの年収の平均でしたときに、その差額がどれくらいなのか、これは和解の対象としてもいいだろうと思いますけれども、安易にやっぱり和解はすべきじゃないというふうに思います。非常に悪質なケースであります。いろいろ質疑の中でも生存権、そういったものもございます、当然あるでしょう。ただ、我々には権利と同時に義務も果たさなければならないというものがあるわけですし、この家賃の算定に当たっても収入に応じた選定になっております。そういったことから考えると、私は今回の提訴はやむを得ないというふうに思っております。

それともう1点、あえてつけ加えるならば、この入居者の審査等については我々議員は全く関与するところでないわけです。しかし、明け渡しとか家賃の支払い請求とか、こういったことになると議会が議決をしなければならぬと、これは自治法の関係でやむを得ないわけでありまして、そういった点からいきますと、やっぱり収納管理の民営化、ここら辺についてもやはりそろそろ検討する時期に来ておるのではなかろうか、そういうことを申し上げて賛成の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずは指摘をしておきたいと思います。町営住宅条例に違反している件、1人で住んでいるということがまず1点。親からの継承時に保証人を更新すべきだったということで、そこで事務的なミスが発生していると、ここも条例違反です。それと、家賃滞納の件の取り扱いも条例違反であるということも指摘をしながら、しかし、A氏の生活の実態に対してコンタクトをとることがもうまずできないということが問題でありまして、やはり裁判で不明な点をはっきりさせると。そうしないと、支払い能力があるのか、またはいろいろ議論になってました生存権が発生するのかなど、やっぱり町独自じゃこの問題を解決できることはもうできないんじゃないかというふうに思います。この問題を解決するにはもう裁判しかないのかなと私も理解いたします。この裁判しかもう方法がなかですよね、多分ですね。ということで、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第50号、訴えの提起についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

(休憩11時58分～13時10分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

(吉田慎一君)

では、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,938万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を124億3,126万円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正

により御説明を申し上げます。

歳入の13款国庫支出金では、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る補助金を計上いたしております。

14款県支出金では、制度変更に伴う農地・水保全管理支払交付金の減額補正、スプリンクラー整備に係る地域介護・福祉空間整備等交付金及び長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を新規で計上いたしております。

17款繰入金では、財源調整のための財政調整基金の繰り入れ及び長与小学校屋外運動場整備に伴う義務教育施設整備基金の繰り入れを計上いたしております。

19款諸収入では、一般コミュニティー助成金及び長与川まつりに対する長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金を計上いたしております。

続いて、3ページの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では、図書館建設に係る推進専門員報酬、コミュニティー助成事業補助金などを、3款民生費では、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る経費及び地域介護・福祉空間整備等補助金を、6款農林水産業費では、事業名等の制度変更に伴い、農地・水保全管理支払い交付金を減額し、新たに多面的機能支払い交付金を計上いたしております。

8款土木費では、法律事務委託料、住宅性能向上リフォーム支援事業に係る経費を、9款消防費では、消防団員の安全確保のための装備費として消耗品費を、10款教育費では、長与小学校屋外運動場整備に係る経費などを計上いたしております。

以上が補正予算（第1号）の主な内容でございます。議案の後に平成26年度長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 （山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 （西田 敏議員）

説明書の6ページの収入が、雑入のところで、資料のほうで一般コミュニティー助成金というのがありますけれども、現在5つのコミュニティーに町から90万ですかね、1コミュニティー当たり。これにこれは追加してこの金額が出るということで、おまけにこの雑入になっておりますので、原資をちょっとお伺いしたいと。

議 長 （山口経正議員）

地域政策課長。

地域政策課 長 （大津鉄治君）

19款諸収入の5項雑入、1目雑入で、一般コミュニティー助成金につきましては、これは自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業といたしましていただくものでございます。今回予定いたしておりますものは、高田地

区コミュニティー推進会議に対する備品の購入に対していただく予定にいたしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

19番 (吉岡清彦議員)
今の説明書の14、15、小学校の運動場の整備ということで●ロクセンエンありますけども、これはどういう形で、どういう形状になっていくのか、もしよかったら、より詳しくこの予算で運動場の整備が整備されていくのか、その中身についてお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
教育委員会総務課長。(谷本圭介君)
お答えいたします。屋外運動場整備工事の内容といたしましては、まず地盤改良工事がございます。その次に、排水設備工事、それから運動施設工事、さらには防球ネットの工事、そして屋外のトイレの新築等をメインに考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

2番 (安部 都議員)
7ページなんですが、臨時……。
(「総務。総務にやけ。総務に付託になるんですね」の声あり)
ああ、そうですか。済みません。

議長 (山口経正議員)
いいですか。
ほかに質疑はありませんか。

9番 (森 謙二議員)
説明書の6、7ページ、あと歳出のほうでは10、11ページに当たりま
すけれども、6、7ページの説明欄で申し上げますと、地域介護福祉空間整
備等交付金、これはどのようなものに充てられるのでしょうか。概要を教え
てください。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。(松浦篤美君)
これは県の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ということで、既存の
小規模福祉施設等においてスプリンクラー整備等を整備する交付金でござい
ます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

10番 (西岡克之議員)
 10番 今の同僚議員のところ、スプリンクラーの整備っていうのは施設限定ですか、それとも福祉施設どこでもですか。去年ですかね、ことしの2月に起きた南山手の老人、あれはグループホームか、の事故がありましたね。それについて類するところの整備なんですか。それとも今、例えば町内にある小規模多機能とか、●サコウジュとか、そういうところ全然、類を問わずにスプリンクラーを補助するっていう形なのですか。ちょっとそこを教えてください。

議長 (山口経正議員)
 介護保険課長 (松浦篤美君)
 介護保険課長 この事業につきましては、町内の小規模介護施設も含んだところで、それぞれの施設の中でスプリンクラーの設置義務がないところに対するスプリンクラー設置の交付金ということになります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 3番 (内村博法議員)
 3番 11ページの図書館建設推進専門員報酬というのが180万計上されてるわけですが、これはどういう性格のもので、何名おられるのですかね。

議長 (山口経正議員)
 政策推進課長 (荒木重臣君)
 政策推進課長 プロジェクトチームをこれはあとつくって、そのリーダーということで専門員をお願いするようにしております。180万っていうのが月額20万の7月からの9カ月分ということです。20万ということでお願いする理由といたしまして、同じ庁舎内にいらっしゃる収納推進専門員あるいは各館の館長と同額を見込んでおります。

議長 (山口経正議員)
 内村議員。
 3番 (内村博法議員)
 この方は外部から招請されるんですかね、どういう人なんですかね。

議長 (山口経正議員)
 政策推進課長 (荒木重臣君)
 政策推進課長 今現在で、特に誰ということはまだ決めておりません。ただ、一応プロジェクトチームのリーダーということで、これから建設関係全般にわたっていろいろやっていただくわけですので、建設関係あるいは財政面に明るい方を探してお願いしたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

3 番 内村議員。
(内村博法議員)
このプロジェクトはどこの課に置いて、そこのリーダーの方が主導されていくんですかね。

議長 (山口経正議員)
政策推進課長。
(荒木重臣君)

政策推進課長 図書館の建設に関しては、うちの政策推進課が所管ということで決定をしていただいておりますので、政策推進課にリーダーも、ちょっと場所狭いですが、工面しながらうちのほうでお願いしたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

17番 (西田 敏議員)
(西田 敏議員)
歳出の11ページの臨時福祉給付金事業費についてですが、負担金補助金のところでこの金額、これをもうちょっと具体的に、大体理解はしておるんですが、これは消費税の増税対策だと思うんですけど、内容を具体的に説明をお願いします。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。
(西平隆邦君)

福祉課長 内容といいますと、まず、今年度の当初予算のほうで臨時福祉給付金の給付事業のほうの分を一応予算化しておりまして、今回、科目的には同じく臨時福祉給付金給付事業費の中ですが、内容的には子育てのほうの分の計上になっております。その子育てのほうの事務費の分と、実際の給付金の本体の支給見込みによって、それぞれ臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を19節で計上させていただいております。給付金の内容につきましては、臨時給付金のほうが消費税が8%に今回上がったことに伴う緩和措置として、住民税の非課税者に対する給付に、1人当たり1万円の定額の給付になります。それと、子育て世帯の緩和策として、同じく児童手当の受給者の非課税でない、要するに臨時福祉給付金を受給していない子育て世帯に対して、1人同じく1万円の定額の給付ということになっております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)
確認ですが、これは1回こっきりと理解しとるんですが、どうですかね。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。
(西平隆邦君)

福祉課長 一応1回ということで、はい、今のところ進めております。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月11日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、6月11日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第9、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

5月22日付をもって町長から推薦依頼がありました議会推薦の農業委員会委員として、高田郷、山口益子氏と本川内郷、柿本香代氏を推薦したいと思います。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、山口益子氏と柿本香代氏を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員として、山口益子氏と柿本香代氏の2名を推薦することに決定しました。

しばらく休憩します。

(休憩 13時26分～13時26分)

議長 (山口経正議員)

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 13時27分)